

インバウンド推進 外部連携誘客促進業務 業務仕様書

第1 目的

本業務は、主に東・東南アジア地域の観光客を誘客するため、広告配信を行う事業者や交通事業者、OTA（Online Travel Agent）等外部の事業者と連携したプロモーション施策を企画・実施し、東・東南アジア地域からの観光客にニーズの高いフルーツ狩りや、その他の観光・体験コンテンツ等へ集客を行うことを目的とする。

第2 業務概要等

1. 業務名 インバウンド推進 外部連携誘客促進業務
2. 業務期間 2024年(令和6年)8月1日～2025年(令和7年)3月31日
3. 委託予算 本業務は、5,000,000円（諸税込み）以内を委託予算とする。
4. 業務内容

(1) ウェブサイトの制作、運用

新規もしくは既存のウェブサイト（委託事業者が運営しているウェブサイトや、久留米観光コンベンション国際交流協会〔以下、協会という。〕が運用している Google サイト【※】等）を活用し、フルーツ狩りやその他の観光・体験コンテンツ、インバウンド需要が期待できる飲食店等を紹介する、ランディングページを制作・運用すること。

なお、使用する言語は英語のみを必須とするが、台湾・香港等で使用されている中文繁体字もあることが望ましい。またウェブの自動翻訳機能を活用することは妨げないが、誘客促進のためのウェブサイトとして、品質を確保できる翻訳サービスを利用すること。なお、活用するウェブサイトや使用言語、自動翻訳機能の活用有無については、提案書の中で明記をすること。

※協会 Google サイト：<https://sites.google.com/view/experience-kurume/>

(2) 特定コンテンツのプロモーション施策の企画・実施

上記(1)で制作したウェブサイトの中で、「いちご狩り」をはじめとするフルーツ狩りを最重要の特定コンテンツとし、久留米市内の観光農園事業者と連携した誘客のための施策（値引き等、来訪者が何らかのメリットを享受できるもの）を立案すること。また、施策対象となる予約の受付および体験料金の事前決済、問合せ対応等の窓口業務を行うこと。なお、施策対象とするフルーツ狩りの種類や連携する観光農園事業者の候補、有料で販売するフルーツ狩り体験メニューの具体的な内容案等は、プロモーション施策の内容と共に提案書の中で明示をすること。

併せて、施策対象とする観光農園事業者が、公共交通機関でのアクセスに課題がある場合には、予約後のキャンセル等を抑制する手法について検討し、提案書の中で方策を示すこと。

(3) ウェブ媒体および SNS での広告出稿

上記(1)(2)の、特定コンテンツ（フルーツ狩り）をはじめとする観光・体験コンテンツ等を、ターゲット国・地域の見込み来訪者へ訴求するため、効果的な広告の配信を行う

こと。なお、広告は検索エンジンだけではなく、旅行関連サイトや交通事業者、OTA等旅行に関連する他の事業者とも連携を行うこと。また、SNSの活用（投稿と広告配信）においては、協会の保有するSNS[*]（Facebook、Instagram）とも連携を行うこと。なお、広告配信やSNSの活用の手法、旅行関連事業者の連携先等については、提案書の中で明示をすること。

※協会 Facebook : <https://www.facebook.com/coolkurume>

※協会 Instagram : https://www.instagram.com/welcome_kurume/

5. 目標設定

以下を重要業績評価指標（KPI）とし、達成に向け業務を実施すること。

特定コンテンツ（フルーツ狩り）のプロモーション施策による実送客：3,000名以上

なお、ウェブサイトで紹介するその他の観光・体験コンテンツ、飲食店等への送客について、予約の受付・回答および問合せ対応等の窓口業務を行ったものについては、その実績をKPIに合算できるものとする。

なお、特定コンテンツ以外の実績をKPIの対象としてカウントする場合は、あらかじめ対象とする観光・体験コンテンツ、飲食店等の候補や、送客目標数の内訳案等を提案書の中で示すこと。

6. 実施報告

委託期間終了時に、当該業務の効果分析を含む実施報告書を提出すること。

なおKPIに対する実績については、送客を受けた事業者が発行する、実績を証する証明書等の添付が望ましい。

7. その他

メインターゲットは台湾、香港とするが、それ以外の国・地域へのPRを妨げるものではない。なお、特定コンテンツのプロモーション施策の手法や、ウェブ媒体およびSNSでの広告出稿は、効果的かつ実施後の効果分析が明確にできるものとする。また、広告出稿の規模や回数については提案書の中で明示をすること。

第3 委託費用に含まれるもの

ウェブサイトおよびコンテンツ制作費、翻訳費、広告配信費、その他本業務に係わる経費

第4 留意事項

1. 一般的事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行状況について月毎に協会と共有を行うこと。また協会の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。
- (2) 受託者が業務を遂行する上で必要な観光スポット等の画像や資料等は、受託者において使用の許諾を得た上で撮影や収集をすること。
- (3) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。

2. 業務体制

- (1) あらかじめ協会と調整したスケジュールで行うこと。
- (2) 翻訳については、必ずネイティブチェックを実施すること。
- (3) 選任のスタッフを確保すること。なお、福岡県ならびに久留米市の歴史、文化、観光等に精通しておくこと。

第5 その他

1. 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は協会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、協会は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
2. 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
3. 本業務仕様書に定めのない事項については、協会と協議するものとする。